

名古屋市立小学校及び中学校における区域外就学に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第9条の規定に基づき、名古屋市外に居住する児童生徒を名古屋市立の小学校又は中学校（以下「学校」と総称する。）に就学させようとする場合における保護者の申請その他の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区域外就学 名古屋市外に住所を有する児童生徒が学校に就学することをいう。
- (2) 区長 保護者が区域外就学を希望する学校の所在地を所管する区長をいう。ただし、保護者が猪子石中学校への区域外就学を希望する場合は、名東区長とする。
- (3) 許可 施行令第9条第1項に規定する区域外就学のための承諾をいう。

(申請)

第3条 申請は、保護者が別表の区分に応じた申請書類を、区域外就学を希望する学校の長を通じて区長に提出することにより行うものとする。

(許可)

第4条 前条の申請が別表の要件の欄に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、当該申請に係る児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会の同意を得たときは、区長は区域外就学の許可をすることができる。

(許可の通知)

第5条 区長は、前条の許可をしたときは、速やかに当該申請をした保護者及び当該児童生徒が区域外就学をすることとなる学校の長に対し、通知するものとする。

(申請事由の消滅)

第6条 第4条の許可により認める期間の途中で別表に定める要件が消滅した場合は、当該児童生徒の保護者は、速やかに当該児童生徒が区域外就学をして

いる学校の長に対し、別に定める転学届を提出しなければならない。

(許可の取り消し)

第 7 条 区長は、申請書類の記載に虚偽があったときは、第 4 条の許可を取り消すことができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、区域外就学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 3 月 23 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙で残量のあるものについては、施行後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙で残量のあるものについては、施行後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年12月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている申請書、届等は、この要綱による改正後の各要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表

区分		要件	申請書類
1	身体的理由により近距離の学校に就学する場合	肢体不自由、心臓病等身体に障害のある児童生徒が、市内の近距離の学校への就学を希	区域外就学許可申請書 (別紙1) 医師の診断書

		望するものであること。	
2	住所移転予定地の学区の学校に就学する場合	市内の住所への移転が確定していて、転居時が学期の途中となるため、その学期の始めからあらかじめその学区の学校への就学を希望するものであること。	区域外就学許可申請書 (別紙1) 入居が確実に行われる旨の証明書(住宅公社、公団、建築・不動産業者等の証明したもの)
3	小学校6年生及び中学校3年生の特例の場合	小学校5年生及び中学校2年生の修了式以後に市外の住所へ移転する場合で、卒業まで引き続き従前の学校への就学を希望するものであること。	区域外就学許可申請書 (別紙1)
4	1 学期始業式以後に住所を移転する場合	1 学期始業式以後に市外の住所へ移転する場合で、その学年末まで従前の学校への就学を希望するものであること。 (小学校6年生及び中学校3年生の場合は、区分3で申請するものとする。)	区域外就学許可申請書 (別紙1)
5	住宅の建替による場合	住宅の建替により一時的に市外の住所へ移転し、建替終了後に元の学区に戻る場合で、その間従前の学校への就学を希望するものであること。	区域外就学許可申請書 (別紙1) 建替による移転である旨の証明書(住宅公社、公団、建築・不動産業者等の証明したもの)
6	その他の場合	申請が、やむを得ない事由と認められるものであること。	区域外就学許可申請書 (別紙1)

		ただし、教育委員会と協議する。	協議参考資料
--	--	-----------------	--------

(注)

- 1 区分の 4 は、小学校 1 年生及び中学校 1 年生の 1 学期にあつては、入学式以後の住所移転の場合について適用する。
- 2 許可期間の途中で児童生徒の住所をその通学区域とする小学校又は中学校に転校する場合は、保護者は在学中の学校の長へ転学届を提出するものとする。
- 3 「病院内学級への入級」は、区分の 6 を適用する。

(別紙 1)

区域外就学許可申請書

年 月 日

(宛先)

名古屋市 区長 様

保護者現住所 _____

保護者氏名 _____

児 童 氏 名 生 徒		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日	児童生徒 との関係	
希望学校名	名古屋市立 学校		
期 間	年 月 日から まで		
現在通学して いる 学 校 名	学校 第 学年		
事 由			

- (注) 1 「期間」の欄は事由により治ゆするまで、第〇学年終了まで、卒業まで等記入してください。
- 2 「事由」の欄への記載が長文にわたるときは、別紙に記入し、添付してください。
- 3 この申請書は、希望する学校の長に提出してください。